

収入減少影響緩和交付金

申請締め切り
7/1まで

令和6年産 米・大豆・麦の ナラシ対策への加入のススメ

ナラシ対策はこんな仕組み

ナラシ対策は収入減少に備えるセーフティネットです。
経営安定に向けて、加入しましょう。

- 加入面積に応じた積立金が必要です。
- 発動（収入額が減少）した場合、最大で積立金の4倍の額（積立金を含む）が支払われます。
- 発動しない場合、積立金は翌年に繰り越され、掛け捨てにはなりません。
（返納申し出すれば積立金はすべて返納されます。）

補てん イメージ

※主食用米1ha単作、20%コースの例です。

大豆や麦も作付けしていれば、これらの収入の合計で計算されます。

令和6年産の標準的収入額は未定のため、令和5年産で作成しています。

単位：円

地域	面積	標準的収入額①	積立額②= ①×20%×9割×1/4	最大補てん額 (②の4倍)
青森地域	1ha	1,217,800	54,801	219,204
津軽地域		1,280,490	57,622	230,488
南部・下北地域		1,180,400	53,118	212,472

申し込み

令和6年産は、令和6年7月1日までに
地域農業再生協議会（市町村）あて
加入申請が必要です。



令和6年3月

青森県・青森県農業再生協議会・東北農政局青森県拠点

要件

【対象者】

認定農業者、認定新規就農者、集落営農（いずれも規模要件なし）

相談

どなたでも要件を満たせる可能性があります。認定農業者、認定新規就農者になりたい方、加入を考えている集落営農の方は地域農業再生協議会へ相談してください。

対象作物

対象作物は、米（主食用米、備蓄米）、麦、大豆です。

【対象数量】

1.米（農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子は除く））

①生産者から集荷業者への出荷または販売

6月末までに出荷契約または販売契約を結び、翌年3月末までに出荷または販売されたもの

②生産者から実需者・卸への直接販売

6月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、翌年3月末までに販売契約を結んだもの

2.麦、大豆（農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認をし、一定以上の格付けがなされたもの（ビール用等麦、黒大豆、種子用は除く））

集荷業者・実需者等と、は種前に出荷・販売契約されたもの

標準的収入額

収入額が「標準的収入額」を下回った場合に減収額の最大9割が支払われます。

「標準的収入額」は過去5年間の最高・最低を除く3年間の平均で品目ごと、地域ごとに計算されます。

令和6年産の標準的収入額は未定ですが、**令和5年産の標準的収入額を参考に**、加入を検討してください。

○ナラシ対策の補てん金は、自然災害等による減収分を補償する農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、ナラシ対策に加入する場合、農業共済とのセット加入がお勧めです。

○農業経営収入保険と、農業共済・ナラシ対策は、いずれかを選択して加入することができます。（重複加入はできません。）

【問い合わせ先】

青森県農業再生協議会 事務局
青森県農林水産部農産園芸課

電話／**017-734-9479**

東北農政局青森県拠点

電話／**017-777-3512**

関係する市町村、農協